処　分　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第２７条第１項
処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の提出命令
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第３条第１項（所持の禁止）、第４条（所持許可）、第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第１０条第１項（運搬、携帯の制限）、第１４条（登録）、第２１条（所持の態様についての制限）、第２７条第１項
処　分　基　準： 当該銃砲等又は刀剣類の所持が本法の所持の禁止に違反している場合、不正な手段により許可又は登録を受けた場合、携帯違反について再発のおそれがある場合等は、提出を命ずるものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課　許認可管理センター （025-285-0110　内線3031）
備　　考：